

訪問リハビリテーション/介護予防訪問リハビリテーション 重要事項説明書】

1. 訪問リハビリテーション事業者（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団蘇生会 蘇生会総合病院
代表者氏名	院長 長澤 史朗
所在地・連絡先	〒612-8473 京都市伏見区下鳥羽広長町101番地 TEL 0570-071-101 Fax 075-612-5790

2. 事業所の概要

(1) 事業所名及び事業所番号

事業所名	蘇生会訪問リハビリテーション
所在地・連絡先	〒612-8473 京都市伏見区下鳥羽広長町101番地 TEL 0570-071-101 Fax 075-612-5790 リハビリテーション科 内線 1320
事業所番号	2610903045
管理者指名	院長 長澤 史朗

(2) 事業所の職員体制

リハビリテーション医 常勤1名 理学療法士 常勤3名以上 作業療法士 常勤1名以上

* 病院内の人員体制

従業者の職種	人数 (人)	区分		職務内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1	1		訪問リハビリテーション事業の管理
理学療法士	41	41		運動療法による筋力、関節可動域、協調性といった身体機能の改善
作業療法士	16	16		身体的・精神的・社会的・職業的・経済的機能の回復
言語聴覚士	5	5		言語障害等の機能回復、生活支援

(3) 職員勤務体制

従業員	勤務体制	休暇
管理者	午前8時30分～午後5時まで	日曜日、水曜日 年次休暇及び年末年始
理学療法士	午前8時30分～午後5時まで	
作業療法士	午前8時30分～午後5時まで	
言語聴覚士	午前8時30分～午後5時まで	

(4) 事業実施地域

事業の実施地域	通常の事業実施地域は、府道京都宇治線六地藏交差点以西、伏見区境以東、国道1号線森交差点以北、府道中山稻荷線以南の範囲とする。
---------	--

※その他の地域については要相談。

(5) 営業日

営業日	営業時間
平日	午前8時30分～午後5時まで
土曜日	午前8時30分～午後5時まで

営業をしない日	日曜日、水曜日、12月31日～1月3日
---------	---------------------

3. サービスの内容

理学療法士や作業療法士、言語聴覚士が利用者のご自宅へ訪問し利用者様の日常がより活動的なり要介護状態の軽減、予防になるようサービスを提供いたします。サービス提供にあたっては医師の指示およびお訪問リハビリ計画書に基づき利用者の心身機能の維持回復を図り日常生活の自立に資するよう親切、丁寧に行います。

4. 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適応がある場合は原則として料金表を利用料金の1割2割又は3割が利用者の負担額となります。

(2) 料金表 お客様の利用者負担額については、下記の通りとなります。

サービス内容	介護保険単位	自己負担額（10割）
訪問リハビリテーション費（1回につき）	308単位	3249円
予防訪問リハビリテーション費（1回につき）	298単位	3144円
リハビリテーションマネジメント加算（イ）※	180単位	1899円
リハビリテーションマネジメント加算（ロ）※	213単位	2247円
移行支援加算	17単位	179円
短期集中リハビリテーション実施加算	200単位	2110円
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	240単位	2532円
退院時共同指導加算	600単位	6330円
サービス提供体制加算Ⅰ	6単位	63円
サービス提供体制加算Ⅱ	3単位	31円

*訪問リハビリテーション費1回とは20分のサービス提供を指します。

*事業所医師の診察が三月に一度ない場合1回あたりから50単位減算した単位数となりますが、退院後1月に関してはこの限りではありません。

*リハビリテーションマネジメント加算、移行支援加算に関しては要介護の利用者に関わる加算であり、介護予防利用者には算定されません。

*リハビリテーションマネジメント加算とはリハビリテーション会議を1月に1度開催（テレビ会議可）し利用者の状況等を構成員と共有する等を行うことで算定することができます。退院後6ヶ月以降は3月に1度行うことで算定することができます。（イ）は計画書をPT、OT又はSTが、利用者への説明を行うことで算定でき、（ロ）は厚生労働省へのデータ提供によって算定します。テレビ会議や厚生労働省に提出する際には、法人のPCもしくはタブレットを使用し、zoomアプリ line 電話等を利用することがあります。医師が説明することさらに追加で270単位を算定することができます。

*移行支援加算は前年度事業所の利用者回転率と社会参加を評価する加算です。

*介護予防リハビリテーションの場合利用開始から12月を超えて利用される場合30単位/回の減算になりますが、リハビリテーション会議を行っている場合には減算は行いません。

*短期集中リハビリテーション加算とは退院後または認定日より3か月でかつ週2回以上の場合に算定します。

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算は医師が認知症と診断したものであってかつ短期集中リハビリテーション加算の要件を満たす場合に算定します。

- * 退院時共同指導加算は病院入院中の者が退院するに当たり、訪問リハビリテーション事業所の医師又は理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、当該者に対する初回の訪問リハビリテーションを行った場合に、当該退院につき1回に限り、所定単位数を加算します。
- * サービス提供体制加算Ⅰは7年目の以上が、サービス提供体制加算Ⅱは3年目以上のセラピストが在籍する事業所において算定を行うことが出来る加算です。

(3) 通常の事業範囲を超える場合の交通費

区分 (1回の訪問につき)	交通費
1 km未満	520円
1 km以上 2 km以下	630円
以下1 kmを増すごとに105円を加算	

- (5) キャンセル料 利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料が発生することがあります。(ただし、利用者様の病状の急変ややむを得ない事情がある場合は不要です。)

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日当日に連絡があった場合	利用料自己負担分の50%
利用日当日にまでに連絡が無かった場合	利用料自己負担分の100%

(6) 事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合、利用者様の主治医、救急隊、ご家族の緊急連絡先、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へ連絡をします。また、リハビリ科科長より指示を仰ぎます。

(7) サービス内容に関する苦情等相談室

当事業所利用者様相談窓口	窓口責任者 リハビリテーション科 科長 井口 聡 ご利用時間 午前8時30分から午後5時 ご利用方法 TEL 0570-071-101 提案箱設置 1階公衆電話付近 3階リハビリテーション室前
その他の窓口	住まいの区役所・支所・市役所・町村役場の相談・苦情窓口や伏見区役所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当 (代表 075-611-1101 直通 611-2278) 伏見区役所深草支所 健康長寿推進課 高齢介護保険担当代表 075-642-3101 直通 642-3603) ・京都府国民保険団体連合会 介護保険課介護保険相談係 (075-354-9090) に苦情を伝えることができる。

(8) 緊急時における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、ご家族の緊急連絡先、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者へ連絡をします。また、リハビリ科科長と連絡を取り、指示を仰ぎます。

(9) 訪問リハビリの期間について

基本的に訪問リハビリ開始時より3ヶ月を目度にリハビリを行っていきます。長期に渡る訪問リハビリテーションには対応しかねますので御了承願います。状態によりリハビリ期間を開始時に相談させて頂きますので宜しくお願い申し上げます。

(10)利用者様へお願い

サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。

(11)カルテの保存期間について

終了日より5年間カルテ保存いたします。

(12)虐待の発生または再発防止

当事業所は虐待の発生又はその再発防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業員周知徹底を図る
- 2 虐待の防止のための指針を整備する
- 3 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する
- 4 全3号に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を置く 科長 井口 聡

事業所は、サービス提供中に、当該従業員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする

(13)自然災害時の対応に関して

地震や台風などの災害によって訪問が困難であることや連絡がつきにくい状況が考えられます。そのような場合においては急遽サービスを中止させていただく場合がございます。予めご了承ください。その後の対応としましては、連絡がつき次第スタッフを通じて安否確認を行い今後のサービス再開について説明を行います。サービス復旧の目処が立った段階でサービスの再開を行います。長期間にわたり復旧が困難である、または復旧が困難であると判断される場合には他事業所への紹介を行う場合がございます。

当事業所は、サービスの内容説明及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

(14)管理者の責務および兼務範囲に関して

管理者は利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行います。管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えないとされています。

当事業所は、サービスの内容説明及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項を説明しました。

主治医の 連絡先	病院又は 診療所の所在地	
	氏 名	
	電 話 番 号	

緊急連絡先 (家族等)	氏名(続柄)	
	住 所	
	電 話 番 号	

年 月 日
 事業者 住 所 京都市伏見区下鳥羽広長町101番地
 事業所名 医療法人社団蘇生会 蘇生会総合病院
 代表者名 院長 長澤 史朗
 電話番号 TEL 0570-071-101 FAX (075) 612-5790
 説明者 職 名 理学療法士
 氏 名 〇〇〇 〇〇〇 (印)

私は、サービス内容説明及び重要事項説明書に基づいて、訪問リハビリテーションのサービス内容及び重要事項の説明を受け、訪問リハビリテーションを上記事業所にて受けることに同意、一部受領いたしました。

年 月 日
 利用者 住 所
 氏 名 〇〇〇 〇〇〇 (印)
 代理人 住 所
 氏 名 〇〇〇 〇〇〇 (印)